

自由党の解党

松岡八郎

一

明治十四年（一八八一年）十月、自由民権運動Ⅱ国会開設運動の高揚と国会開設の詔勅をうけ、「意気虹の如」⁽¹⁾き勢いをもって、全国的基盤にたつわが国最初の政党Ⅱ自由党が創立された⁽²⁾が、この自由党は、周知のように、「結党成立の大旗を掲げたる第三周期の記念日」⁽³⁾すなわち明治十七年十月二十九日大阪における秋季大会において解党してしまうのである。

このように輝しい出発をした自由党も創立以来わずか三年にして解党するにいたるが、その解体過程を追求しようというのが、本稿の目的である。自由党は、結党当時すでに分裂の要素を内包してはいたものの⁽⁴⁾、諸政党の勃興にしたがって、総理板垣退助のもとに一時盛んな勢いを示したが、十五・六年の交より次第に解体の過程を辿りはじめ、十七年十月二十九日「満場一人の異議を唱ふるものなく⁽⁵⁾」きわめて円滑^(?)に解党を決議したのである。なぜ解党したのか！自由民権運動の急先鋒として、民衆の期待を担っていた自由党に、果して解党しなければならぬような状況があったのだろうか。

自由党の解党

一

解党大会の際発せられた「解党大意⁽⁶⁾」は、政府の圧迫による活動の困難と党内統制の不可能を解党理由としているが、この理由からもほぼわかるように、党の統制力を欠くにいたった板垣を中心とする党首脳部が、党組織を強化するのとは反対の方向において、すなわち責任を回避することによって事を処理せんとしたのである。このように解党は、党の下部組織の意向をあまり問題とすることなく、党首脳部の考慮によって専行されたのではないだろうか。したがって自由党の解党は、果してそれを必然ならしめるような状況があったのだろうか。

このような問題意識のもとに、この解党過程を説明しようとするのであるが、この問題を取扱うにあたって、党内部——首脳部における諸潮流と下部組織の動き——の状況はいうまでもなく、さらにそれに影響を及ぼした中央政府の動向をも考慮しながら考察を進めたいと思う。すなわち一地方政社ではなく、全国的基盤にたつ政党としての自由党の解党過程を取扱う方法としては、一地方の特定の事件のみを局視的にみる方法を避け、全政治情勢との関連において巨視的に展望しようというわけである⁽⁷⁾。

- (1) 板垣退助監修「自由党史」(岩波文庫版)中 七九頁。
- (2) 自由党の創立過程については、拙稿「自由党の創立—日本における政党的成立についての一研究」法學新報 六八卷十号、十一号を参照されたし。
- (3) 板垣退助 前掲 下 七五頁。
- (4) この問題については、拙稿 前掲 十一号 五二—四頁参照。
- (5) 板垣退助 前掲 下 八一頁。
- (6) 板垣退助 前掲 下 七七—八一頁。

(7) このような方法論にたっておりられるのは、下山三郎「明治十七年における自由党の動向と農民騒擾の景況」堀江英一・遠山茂樹編「自由民権期の研究」第三巻 所収 である。

二

板垣を総理に推して土佐派および国友会を中核とする自由党が成立したのは、十四年十月二十九日であるが、この自由党はその後どのように発展していったか。本稿は、解党過程の分析に先だつてまずこの問題から考察を進めよう。

十四年の国会開設の詔勅と自由党の創立を契機として、民間の政治熱、政党熱はさらに熾烈となった。殊に十五年の一月から三月にかけて、「国家の主権は果して何れに存在する乎」をめぐって主権論争(1)が展開され、欽定憲法君主主権説対国約憲法国家主権説ないし主権は君主と人民との間(または君主と議會との間)にありとする説の対立となった(2)。かくて「政熱の激噴する所(3)」各地に政党が勃興するにいたり、まず十四年十一月大阪に立憲政党(4)が自由党の別働隊として起り、十五年三月には熊本に九州改進黨(5)が自由党系として成立した。また中央においては、十四年の政変により政府を追放された大隈重信を中心とする立憲改進黨(6)が三月十四日その趣意書を發表し、ついで福地源一郎らによって政府党たる立憲帝政党(7)が同月十八日党議綱領を公にし、ここに自由党とともに中央における三大政党(8)をなすにいたつたのである(9)。

このように民間における憲法論議が盛行をきわめ、政党樹立の運動が活潑となるにともない、政府においても、前

年十月の詔勅にしたがって、本格的に憲法制度の調査をすることとなり、その目的をもって三月十四日には伊藤博文らを歐洲に派遣したのである(10)。

かくて自由党総理板垣退助は、「天下の機運漸く既に動くを視て、自ら四方に出で、大に民心を開拓する所あらんと欲し(11)」、遊説の途についた。すでに東北地方は前年秋、立党のころに一巡したので、こんどはまず栃木、群馬両県下を廻ったのち、三月初め、竹内綱らを従え東海諸県にむけて出発した。この遊説は各地で大歓迎を受け(12)、三月十日には静岡において遊説の第一声(13)をあげ、「自由党組織の大意(14)」という演説をおこない、「我党団結の趣旨は、輿論に抛て政を施すの政体を立るに在り。」とし、「我党は自由の政を望む者にして、干渉の治を欲せざる者なり。」といい、この自由を獲得するための障礙を除く方途について論じたのである。この演説は民衆に非常な感動を与え、このため自由党の「雄風到る処地を捲ぎ去るの概」があった。これにたいして政府の御用新聞は、自由党を誹謗し、国体を破壊する国賊であるとした。そこで板垣は「自由党の尊王論(15)」という一文を東海晝鐘新報主筆土居光華に口授して掲載させた。ここで板垣は、尊王論に従属する自由論を述べているが、これは板垣を中心とする党首脳部の考え方を端的にあらわしているものといえよう。ついで板垣たちの一行は、大歓迎(16)のうちに静岡より岡崎、名古屋をへて、四月五日岐阜に入った。翌六日はいわゆる板垣岐阜遭難事件(17)が起ったのである。当日金華山麓の神道中教院において懇親会が開かれ、板垣は政治社会における求心力と遠心力の平衡を保つ手段として立憲制度の必要を力説し(18)、演説を終って一人宿舎に帰ろうとしたそのとき、「国賊」と叫びつつ一暴漢が短刀をかざしておそいかかったのである。そのさい有名な「板垣死すとも自由は死せず」と叫んだと伝えられている(19)。幸い傷

は急所をはずれ、一命をとりとめることができた。犯人、相原尙敷の犯行の動機は、その遺書に「勤王の志止み難くして国賊板垣退助を誅す⁽²⁰⁾」とあるように、板垣を純粋な共和主義者と誤認し⁽²¹⁾、まさに問答無用と刺したのであった。飛報が自由党本部に伝わるや、後藤象二郎が「予は之より岐阜に赴き、一大演説会を開き、死屍を台上に横へ、以て板垣の爲めに弔演説を為さん⁽²²⁾」と叫んだほど党員は激昂した。また現地では数百名の壮士が武器をたずさえて警戒にあたり、「変乱の兆朕既に萌せり⁽²³⁾」という状況であった。政府もいたく驚愕し、勅使を派遣することによってようやく自由党を慰撫したが、当時犯人は政府あるいは政府党の放った刺客であるという風説がしきりにおこなわれた⁽²⁴⁾。その証拠は発見されなかったし、政府の態度からしてもその直接の使喚ではなかったが、「政府の言動之を誘発したる責任なき能はず⁽²⁵⁾」といえよう。かくてさらにこの突発事件により、板垣の声望は頂点に達し、自由党の勢力は一層伸張したのである⁽²⁶⁾。

このような板垣の遊説活動とは別に、植木枝盛を指導者とする酒屋会議の運動が進められていた。植木は、前年の自由党創立大会に立志社委員として出席したが、高知を出発するに先き立って、かねて過重な税金⁽²⁷⁾を課せられ、その減税運動をつづけていた高知県下の酒造業者と相談し、全国の同業者と共同の運動を展開する計画をたてた。かくて県下酒造業者約三百名の総代として出京するにおよんで、自由党創立大会に出席している酒造業者に呼びかけ、十四年十一月一日にはその賛同をえて植木が檄文⁽²⁸⁾を起草し、十五年五月をもって大会を大阪に開き、減税を政府に請願するよう全国の業者に訴えた。この檄文はたちまち新聞につたえられ、そのうえ各地の自由党員も酒造業者を勧誘したので、酒屋会議の名はいたるところで口にされた。そこで政府は不安となり、十四年十二月には兄島稔らを処

罰したが、植木は刑を免れた⁽²⁹⁾。しかし政府のこのような弾圧も業者を躊躇させることはできなかったのである。前述の板垣遭難事件が起るや、当時土佐にあった植木は、岐阜に赴いたのを機として、大阪において五月一日をもつて酒屋会議を開く旨の招集文を新聞に広告した。政府は大阪府知事をして会議の禁止を命令せしめたが、植木はこれに屈せず、さらに「此上ハ拙者ヨリ諸君ヲ招集セス諸君自ラ来ル時ハ則乞フ面晤セン⁽³⁰⁾」と広告し、あくまでも会議の実現をはかった。五月四日には警察の眼の及ばぬ淀川に船を浮べて酒造家四十余人と密議し、ついで十日には京都にて会議を開き、ただちに決議事項八条を決定し、植木の起草した「酒税軽減請願書⁽³¹⁾」の提出を議決した。この運動は、なんのむくわれるところもなく、したがって以後ふたたび開かれることはなかったが、「商工業者を提醒する所尠からず、往往政黨に加盟する者を生ずるに至る。而して此挙専ら自由黨同志の首謀に成⁽³²⁾」っており、いわば自由党と地方産業家との統一戦線にみごとな成功をおさめた⁽³³⁾といえよう。

以上述べてきたように、板垣の遊説活動から酒屋会議にいたるまでの自由党の昂揚は、政府および政府党を震撼させるのに十分であり、したがって自由党への反撃がおこなわれることになる。たとえば御用党であった帝政黨の機関紙東京日日新聞は、五月五日の社説に「名実の辞」なる論文を掲載し、「謬妄の言を駢べて、自由党総理板垣を毀傷し、全く共和主義を包蔵する者の如く指刺し」、「煽情教唆の筆を弄し、以て竊に頹迷の徒を嚇し⁽³⁴⁾」たのである。この「無根の浮説」にたいして自由黨員は激昂し、社長福地源一郎に嚴重抗議を申入れ、ついに謝罪せしめてその記事を取消させた。このような政府党からする自由党への誹毀詭謗はしばしばおこなわれ、そのため自由党との応酬により政熱は沸騰し、かえって「自由党の勢望益々高く」なっていた。かくては「政權の圧力も亦た益々加はるに至る」

のである。政府においては、明治十三年四月五日公布⁽³⁵⁾の弾圧法^{II}「集会条例」をさらに厳酷に改正追加⁽³⁶⁾し、十五年六月三日布告した。この改正は、政治上の一切の結社、集会、談論を届出制と認可制とによって政府のきびしい監視下におこうとしたものであり、さらには政治運動の拡大を防ぐために、政治にかんする談論の趣旨を広告したり、委員あるいは文書をだして公衆を誘導したり、また支社をおいたり、他社と連絡したり、それらのすべてのことを禁止してしまったのである。いわば、「国民の体を綱し、国民の口を钳し、以て其れをして毫も政治的動作を為さしめず、政治上に於ては木偶と均しく、木乃伊と同じからしめんとするもの」⁽³⁷⁾であった。

この弾圧法規がちょうどだされるころ、板垣総理が、岐阜での創痍を大阪で療養のち六月一日帰京したので、自由党では六月十二日より臨時大会を開き、役員改選⁽³⁸⁾、本部維持法などを議了した。ついで懇親会にはいろいろとして、いつか、突然、京橋警察署は幹事に出席を求め、集会条例改正追加により、自由党は政治を談論する結社に該当するから、官の認可を得る手続をせよと命じたが、大石正巳は自由党は政治を談論する結社ではないと抗議して拒絶した。だが六月三十日ついに屈して届書を提出するにいたった⁽³⁹⁾。この結果、自由党本部では各地の支部を存続することができなくなったので、地方支部を廃止せざるをえなくなり、そこで地方の党員は「勢ひ別に政党を興立せざるを得ず。」⁽⁴⁰⁾「此より各地到る処、政党の団結を見ざるなく、星羅棋置して却て政熱の昂進すること、条例發布の以前に超えたり⁽⁴⁰⁾」という状況であった。また自由党においては、以前から計画されていた機関新聞を発行することとなり、六月二十五日自由新聞を創刊した。この新聞をもって全国の同志、自由党系の地方政党を指導しようとしたのである⁽⁴¹⁾。

いままで述べてきたように、政府の抑圧政策、政府党の攻撃にもかかわらず、自由党は板垣総理のもとで発展し、敢然としてその運動を継続してきたが、この自由党も、板垣の外遊問題を契機として、首脳部間の対立が露呈するこ
とになる。

(1) 主権論争の精細については、鈴木安蔵「自由民権」三六四―三七三頁参照。なおこの論争が酣なるころ、三月十四日伊藤博文は勅命をうけて憲法制度調査のため歐洲にむかつて出発した。板垣退助 前掲 中 八九―九二頁参照。

(2) 鈴木安蔵 前掲 三六四頁。公然たる人民主権説は公表されなかつたようである。しかしきわめてこれに近い国家主権論が植木枝盛によつて「高知新聞」紙上に主張された。植木枝盛「国家主権論」(家永三郎・庄司吉之助編「自由民権思想」中所収 三九―七七頁)参照。

(3) 板垣退助 前掲 中 九四頁。

(4) 立憲政党については、鈴木安蔵 前掲 四〇九頁 および 板垣退助 前掲 中 八七―九頁参照。

(5) 九州改進黨については、鈴木安蔵 前掲 四〇九頁 および 板垣退助 前掲 中 九四―六頁参照。

(6) 立憲改進黨の成立過程については、拙稿「立憲改進黨の結成について」東洋法学 五卷二号参照。

(7) 立憲帝政党については、鈴木安蔵 前掲 四〇五―七頁 および 板垣退助 前掲 中 一〇―一五頁参照。また「近事奇談内幕話」(明治文化全集 二二卷 雑史篇)の中「帝政党内幕」参照。

(8) 通常この三党をもつて中央における三党鼎立といわれているが、その実勢力については、自由改進黨両党にくらべて帝政党は、「借裁其実力に至つては甚だ微にして人員の多きに似ず其の党勢を張る事能はず。」(「近事奇談内幕話」前掲 二七五頁)ともいわれている。帝政党が自由改進黨両党と併称されるのは、その演じた役割、その政治的思想的立場の故である。鈴木安蔵 前掲 四〇六頁。

(9) このように中央の三政党以外に幾多の小政党が各地に群起したのであるが、大体十五年末迄が勃興の時期であつた。そしてそのほとんどが三大政党の流れを汲むものであり、いわばそれぞれの地方支部ともいべきものであつた。その精細につい

ては、鈴木安蔵 前掲 四〇七—四二九頁参照。これら三大政党の流れを汲まないその他の政党として注目すべきものは、十五年五月肥前島原に樽井藤吉の主唱によつて結成された「東洋社会党」である。この政党は「社会党」という名称を最初に用いた政党であり、わが国における社会主義運動の嚆矢をなすものといわれている。だが七月には内務卿によつて解散を命ぜられた。精細については、伊藤勲「明治時代に於ける社会主義政党運動（一）」上智法学論集 三卷一号参照。および、絲屋寿雄編「大井憲太郎と初期社会問題」一二五—一四六頁参照。

(10) 板垣退助 前掲 中 八九—九二頁参照。および、尾佐竹猛「日本憲政史」三二二—三三三頁参照。「伊藤博文伝」中巻 二四五—二六二頁参照。

(11) 板垣退助 前掲 中 一〇五頁。

(12) この遊説について前田蓮山はつぎのように述べている。「いたるところ、民衆は救世主を仰ぐごとく、熱狂的信頼をもつて板垣を迎え、板垣はある時は有志と膝を交えて、座談会式に自由民権の理を説き、ある時は一時間にもわたる大演説を試み、その労苦は後年の政党首領の遊説とは、比較にもならぬものがあつた。しかし費用は、地方有志が各自に出し合い、仏教信者が僧侶を招請するような風であつたので、今日の政党人より楽であつたから、貧乏な板垣にもできたわけである。」前田蓮山「自由民権時代」一六三—一四頁。

(13) 板垣退助 前掲 中 一〇六頁。および、前田蓮山 前掲 一六四頁によれば、三月十日静岡にて第一声をあげたとあるが、指原安三「明治政史」（明治文化全集 第二巻 正史篇 四〇九頁）によれば、同日甲府において演説をしたとある。本稿においては前者に従つた。

(14) 全文は、板垣退助 前掲 中 一〇六—一〇四頁参照。

(15) 全文は、板垣退助 前掲 中 一一六—一九頁参照。

(16) 板垣がいかに大歓迎されたかは、岡崎における三陽自由党首領國島博がその歓迎会の席上朗読した言葉によつてもうかがうことができる。前田蓮山 前掲 一七四—一五頁参照。

(17) この事件については、当日懇談会主催者の一人、岩田徳義（自由黨員）の「板垣伯岐卓邇難録」（明治四十一年刊）に詳しい。また、板垣退助 前掲 中 一一九—一五四頁参照。

- (18) その演説は、板垣退助 前掲 中 一二〇—一二三五頁参照。
- (19) 「それは内藤(魯二)の造語だという説もあるけれども、板垣が口に出していったとしても、いわなかったとしても、それは正しく板垣のいわんとしたところであつたにちがいない。」前田蓮山 前掲一八八頁。また、尾佐竹猛「明治秘史 疑獄 難獄」参照。
- (20) 板垣退助 前掲 中 一三九頁。
- (21) 前述の「自由党の尊王論」にも明らかのように、板垣の主張する自由論は、元来国権論ないし勤王論に従属する自由論であり、決して純粹な共和主義者ではなかつた。
- (22) 板垣退助 前掲 中 一四四頁。
- (23) 板垣退助 前掲 中 一四二頁。
- (24) 当時洋行中であつた伊藤博文に宛てた井上馨の書簡(五月三日付)に、「刺客も一種頑固者にて、邦家へ対し不忠なる人と認めたる一心より生じ、他に党類も無之、併一時は岩公よりの廻し者、又は黒田の手先杯と浮説を生じ候得共、勿論無根の事故、追々消散」 「伊藤博文伝」中巻 二七五頁。
- (25) 板垣退助 前掲 中 一四九—一五〇頁。
- (26) 「蓋し自由党創立の後、黨員は小康に安んじ士氣振はず、磐州をして共に為す無きを嘆ぜしめつゝあつたが、板垣遭難の事あるや、黨員は恰も電氣に打たれたるかの如く、躍然として蹶起し、政府に対する反抗の精神が起つたので、自由党に取つては禍を転じて、福と為すの結果を齎したのであつた」 「河野磐州伝」上巻 四五〇頁。
- (27) 十一年には清酒一石にたいして造石税は一元と定められていたが、十三年には政府は海軍拡張のためと称してこれを二円にひきあげた。板垣退助 前掲 中 一五四—一五五頁参照。
- (28) 「酒屋会議開催の議」の全文は、板垣退助 前掲 中 一五五—一六一頁参照。
- (29) 板垣退助 前掲 中 一六一頁参照。
- (30) 家永三郎・庄司吉之助編「自由民権思想」中 七九頁。
- (31) この請願書は総代小原鉄臣によつてのちに元老院に呈出された。全文は、板垣退助 前掲 中 一六五—一八四頁参照。

- (32) 板垣退助 前掲 中 一六五頁。
- (33) 家永三郎「革命思想の先駆者―植木枝盛の人と思想」三七頁参照。
- (34) この社説には「頃日某政党の領袖たる某君が、東海道某地に於て、演説せる語中に、日本人民代理〇〇君云々と、憚る色なく申されたり。(此の〇〇は即ち聖上の御諱を明らかに呼びたるなり。)」とある。板垣退助 前掲 中 一五〇―一三頁。および四〇二―一三頁参照。
- (35) ちょうど大阪で開かれていた愛国社第四回大会(この大会で国会期成同盟と改称した)が終了する直前に発布された。拙稿「自由党の創立―日本における近代政党的の成立についての一研究」(二・完)法学新報 六八卷 十一号 三六頁参照。
- (36) 改正追加条文は、板垣退助 前掲 中 一八六―一八頁参照。なお以前のは十六条であったが、こんどのは十九条より成っている。
- (37) 板垣退助 前掲 中 一八八―一九頁。
- (38) この改選で、これまでの副総理が廃止され、新たに顧問が設けられた。改選役員はつぎのとおりである。総理板垣退助。顧問後藤象二郎。常議員馬場辰猪、大石正巳、末広重恭、林和一、大井憲太郎、北田正董、竹内綱。幹事林包明、宮部襄。前田蓮山 前掲 一九九頁参照。ここで大井憲太郎がはじめて役員に選出されているのは注目すべきことである。「議会議設論者たる党内青年分子が挙って大井を支持したからである」といわれている。平野義太郎「民権運動の發展」四〇頁参照。
- (39) 政府は七月八日自由党の組織を認可した。なお自由党のみならず改進黨は六月二十六日、帝政党は六月十九日それぞれ届出をなしたのである。板垣退助 前掲 中 二〇〇―一頁。
- (40) 板垣退助 前掲 中 二〇一頁。なお各地の政党についても、板垣退助 前掲 中 二〇一―二頁参照。
- (41) 前田蓮山 前掲 二〇〇頁参照。「自由新聞という、最初の全国的政党新聞の発刊の具体的経緯はまだ明白にされていないようである」下山三郎編「自由民権思想」下 解説 一九九頁。発刊当初のスタッフについても、下山三郎 前掲 一九九―二〇一頁参照。

三

明治十五年七月にはいると、板垣退助は突然、後藤象二郎とともに外遊(1)せんとの意向を語った。その理由は、創傷が快癒したいま、党の体制も整備され、党勢も振い、しかもすでに国会開設の期が予定され、政府においては立憲制度の調査を開始している現在、自分も大いに党のため、国家のために実地研究したいというにあった(2)。これにたいして馬場辰猪、大石正巳、末広重恭らの領袖は「今や我党は船体纒に成りて、將に港を出でんとする者の如し。此時に当り船長なくんば何を以て其進行を始むべき(3)」と反対したが、特にその洋行費の出所について大なる疑問をもった。そもそも板垣が外遊を思いつたのは、今春伊藤博文が外遊する直前、伊藤を訪ねた板垣に伊藤が欲誘したことによる(4)が、この板垣の外遊希望は伊藤からやがて井上馨に伝えられ、井上は伊藤の旨を含んで、四月二日後藤と福岡孝弟の邸で会合した折、この洋行の話におよび(5)、これ以後主としてこの三人によって話が進められた。最初、三菱より洋行費を出させようとしたが、まともならず、ついで三井に交渉して成功した(6)のであるが、この事實は板垣にはなにも知らされなかった(7)。もとより伊藤、井上の思惑は板垣を懐柔し、自由党の氣勢を殺ぐことにあったから、このようにしてつくられた外遊資金の真相は、到底板垣には知らされなかったのである。したがって馬場、大石、末広らによってこの資金の出所が疑問とされたとき、板垣は後藤の言葉信じて蜂須賀茂韶(8)の名をあげた。だが馬場らは蜂須賀の名を借りて政府からだしてもらったのではないかと疑うことを止めなかったので、さらに板垣は、それでは別に資金の計画をしようと、大和の有志家土倉庄三郎(9)から出資を得て、これを馬場らに

報告した。かくて馬場らの疑は晴れたが、新たな反对者が土佐の立志社から上京したため、馬場、大石らは意をひるがえし、立志社出京委員⁽¹⁰⁾と力をあわせ板垣の外遊を思い止まらせようとした。さらに馬場らは東京旧地方部員數十名を集めて臨時会を開き、九月十七日強硬な決議をして「総理今回の洋行は、我自由党に取て頗る不利なるものあり。」「其行を遂ぐるに於ては、吾党は吾党の領袖を以て板垣氏を視るを欲せず。故に断然其総理の任を解くべし⁽¹¹⁾。」としたのである。ここにいたって、すでに二十二日出発せんとしていた板垣は激怒し、急に常議員幹事を召集し、馬場、大石、末広らの出席をうながして、この会議にて事を決しようとしたが、両者の話合いがつかず、数日後、馬場らはなお自由新聞によってあくまで板垣外遊の非を全国の黨員に訴えようとひそかに企てたので、ついに板垣は自由新聞発起人会を開いて馬場の退社を決定し、九月二十八日これを通告するにいたった。ついで末広、大石、田口卯吉らもみずから退社していったのである。板垣の出發は病氣のため少しおくれ、十一月十一日後藤とともに歐洲漫遊の途についた⁽¹²⁾。

こうしてようやく内訌問題は落着いたが、この間にあって、この洋行問題は、たんに自由党の内部の問題および自由党と政府との問題だけでなく、自由党と改進黨との問題にまで及んだのである。自由党の内訌がようやく表面化しようとしたとき、かねて自由党にたいして不満をいだいていた改進黨は、この洋行問題をとらえ、暴露戦術をもって自由党を攻撃し、洋行反对派を使喚した。改進黨の領袖沼間守一の主宰する東京横浜毎日新聞は、「板垣氏ノ洋行ヲ論ス」⁽¹³⁾「板垣君欧遊ニ関スル社説」を掲げ、板垣の外遊費が政府から出たことを指摘して、「廉節ノ士未ダ必ラズシモ廉節ヲ以テ終ルモノニアラズ⁽¹³⁾」と論じ、洋行反对派を煽動するにいたったので、自由党は大いに怒ったが、ま

だ公然とこれに対抗するにはいたらず、後述のように十六年春「偽党撲滅」の宣言をなすにいたるのである。かくて同じ在野勢力として提携協力すべきはずの自由、改進黨が戦線を統一するどころか、かえってかみあいを始め、両党の醜い泥仕合がはじまった。

以上述べてきたように、板垣外遊問題は、政府の自由党分裂工作であったのであり、この分裂工作がなかば奏功して(14)、自由党内訌がおこり、板垣は運動戦線を離脱して外遊し、さらには自由党と改進黨との確執が深まり、反政府戦線はとうてい不可能となった。かくて自由党分裂のきざしがここにあらわれ、この間に、自由民権運動は地方において激化していったのである。

- (1) この外遊問題については、その真相がながく政界の謎とされてきたが、昭和にはいって、井上馨の伝記「世外井上公伝」が出版され、また尾佐竹猛博士の研究「板垣退助洋行問題」(「明治政治史点描」所収)がでるにおよんで、その全貌がようやく明らかとなった。本稿は尾佐竹博士の説に従っている。
- (2) 板垣の洋行の理由については、九月二十六日付の自由新聞に掲げた「歐洲漫遊の趣意書」に明らかである。板垣退助前掲 中 二一九―二三頁参照。
- (3) 板垣退助 前掲 中 二〇七頁。
- (4) ドイツよりの伊藤の手紙に明らかである。尾佐竹猛 前掲 一六五―六頁参照。
- (5) 十五年五月三日付、井上馨の伊藤への手紙に明らかである。「伊藤博文伝」中巻 二七四―九頁参照。
- (6) 前掲 井上の手紙に明らかである。
- (7) 尾佐竹猛 前掲 一七八頁参照。
- (8) 「蜂須賀侯は当時大名中の新知識で、夙く英国にも留学して、民権自由の空気にも触れて居た人だ。」(大石正巳談) 尾佐

竹猛 前掲 一五七頁。

(9) 「土倉は財あり義あり、夙に自由主義を執り、板垣を信ずるや厚し。曾て財を醸して立憲政党的創立に資くる所あり。」
板垣退助 前掲 中 二〇八頁。

(10) 立志社においては、領袖は板垣の洋行に賛成したが、壮年の社員はこれを不可とし、臨時大会を開いた結果、多数をもつて外遊の挙を否とし、坂本南海男、児島稔の二名を委員として上京せしめた。板垣退助 前掲 中 二〇九頁。

(11) 板垣退助 前掲 中 二二三頁。

(12) 板垣退助 前掲 中 二二四―五頁。

(13) 尾佐竹猛 前掲 一六三―四頁参照。

(14) 政府がその洋行費を心配してまで板垣を外遊させようとした第一の目的は、板垣の思想改造であった。尾佐竹猛 前掲 一六六頁、一七七―八頁参照。しかしこの目的はあまり達せられなかったようである。十六年五月十日付西園寺公望の岩倉にあてた手紙に「翻然改心は出来不申と存候」とある。「伊藤博文伝」中巻 三四二―三頁参照。このような政府の懐柔策は、

改進黨総理大隈重信にたいしてもおこなわれた。「大隈侯八十五年史」二巻 五八―九頁参照。

四

明治十五年末には福島事件の激突がおこった。酒田県(山形県)で「ワッパ事件(1)」を鎮定した県令三島通庸(大久保利通の直系)は、同年二月、その辣腕をかわれて、東日本における自由民権運動の中心的拠点(2)たる福島県の県令を命ぜられた。「某が職に在らん限りは、火付け強盗と、自由党とは、頭を拾わせ申さず(3)」と揚言した三島は、着任早々、縁故者を多数県官に任用して体制を整え、新道路開設を計画し、それを強行せんとしたのである。

三島は山形県令時代に完成した庄内から米沢にいたる道路を若松と結び、さらに新潟県と栃木県とに延長せんとす

る、いわゆる三大道路の開設を企てた。そのため南北会津、耶麻、河沼、大沼、東蒲原の六郡の郡長を召集して、県令指名による議員からなる六郡聯合町村会を組織せしめ、予算もきまらず、実測踏査もおこなわれないうちに、国庫補助金を得るのを名目として、その聯合議員を強制して、六郡の負担額三十七万円を議定させた。また賦課法を制定して、六郡の人民は男女貧富を論ぜず、十五歳から六十歳のものすべて二年間一カ月に一日の工役に従事しなければならぬとし、その工役賃金は男一日十五錢、女一日十錢の比例で徴税するとした。このような庄政にたいして、六郡聯合町村会なるものは不法の存在であるといい、その決議は無効であるとして反抗するものがあり、かかるものはまた刑罰をもつてのぞんだのである。かくて六郡の人民はいよいよ激昂した。

しかし三島の横暴はそれにとどまらず、県会にたいしても、それを無視する態度にでた。四月二十四日通常県会が開かれるや、三島は依然としてこれに臨席しなかつたので、議長河野広中は委員をもつて出席を交渉せしめたが(4)、わずかに属僚をして議場に臨ませたにすぎなかつた。ついに県会は「民意を侮蔑し、議會を愚弄するを憤り(5)」議案毎号を否決し、その決議書を県令に開陳した。だが三島はこの決議をかえりみず、内務卿山田顕義に要請して予算原案執行の許可を得、この十五年度予算を県下に示してこれを断行するとともに、三大道路の開鑿を強行しようとした。このため、まだ国庫補助の議が決定しないにもかかわらず、六郡聯合會議決の日から起算して工役税を追徴しはじめたのである。ここにいたって、三島の暴政に憤激し、爆発せんとする状況となった。

十月一日、岩倉貞祝と山田顕義が安積疏水式に臨席するため来県した。そこで六郡の人民はこの暴政を内務卿に具申しようとしたが、すでに去って果すことができなかつた。かくて連判して土功中止の訴訟を若松裁判所に提起した

が、これもしりぞけられ、もはや残された道は宮城控訴裁判所に訴えることだけであった。六郡の人民は団結し、会津の自由党員宇田成一、三浦文治をえらんで総代とし、控訴しようとした。三島は県官郡吏を駆使し、その防止に全力をそそいだばかりでなく、工役税の納入を拒むものがあれば、公売処分をおこない、家財を競売するのも辞さなかった。「情勢已に是の如し、怨嗟の声は一変して山野に漲る吶喊の叫びと為らんとす(7)。」

東京の自由党本部は、福島の情報に接し、控訴を応援するため、荒尾覚造、岡本正栄、小川又雄、川口清忠らを派遣して、大いに周施につとめたが、十一月二十六日郡民の総代宇田、三浦らが逮捕され、二十八日この報を伝え聞いた郡民数千人は耶麻郡喜多方弾正ヶ原に集まり、総代逮捕の理由をききただそうと喜多方警察署に向い、ついに乱斗となった。郡民は鎮庄され、鎮撫にもむいた本部派遣の自由党員をはじめ四十余人が捕縛された。さらに十二月一日には福島自由党本部においてこの決起に直接関係がなかった河野広中、愛沢寧堅ら数人も捕えられ(8)、ここに福島事件は人民および自由党の敗北をもって局を結んだ。

だが、東日本における自由民権運動の中心的拠点をくつがえそうとする三島県令の暴政がうみだしたこの福島事件は、自由党に表現される全人民と絶対主義政府との最初の激突であった。したがって安積疏水式に出席し、福島における緊迫した情勢を見聞したのであろう岩倉は、十二月「府県会中止意見書」を三条実美に提出し、「今日にして政府の威権を恢復し、民心の頹瀾を挽回せんと欲せば、先づ今明兩年の景況を察し、機宜に由り断乎として一たび府県会を中止し、上み陛下より下も百官僚属に至るまで、主義を一にして動かす、目的を同ふして変ぜず、更に万機を一新するの精神を奮励し、陛下の愛信して股肱とし、且つ以て国家の重を為す所の海陸軍及警視の勢威を左右に提げ、凛

然として下に臨み、民心をして戰栗する所あらしむべし(9)。」といわしむるにいたった。さらに政府の不安と焦燥は、十二月二十八日「府県會議員會議ニ関スル事項ヲ以テ他ノ府県會議員ト聯合集會シ、又ハ往復通信スルコトヲ許サス(10)」と布告させるにいたったのである。

このような政府の圧制は、さらに十六年三月にいたり、高田事件の勃発をみるにいたる。これは北陸一帯に強固な地盤をもつ自由党をくつがえそうとする政府のたくらみであった。三月十日北陸七州自由党懇親會が越中高岡に開かれ、來會者四百余名、すこぶる盛況であった。このとき、高田よりきた政府の密偵(11)によって高田警察署に大臣暗殺、内乱陰謀をもって誣告され、頸城自由黨員赤井景韶ら数十人が逮捕されたが、罪状がみつからなかった。たまたま赤井の反古のなから「天誅党旨意書」を發見し、「吾人は天誅党を組織し、天に代り奸人佞物を払ひ、世運を回し、人情を敦厚にし、国勢を挽回し、義理を重んじ、吾國家を永遠に維持せんことを謀る(12)」とあるのを見て、内乱陰謀の刑に処したのであった。ついでさらに政府は四月十六日新聞紙條例(13)を改正して、一層嚴重に言論活動を圧迫した。

以上述べてきたように十五年、十六年の交にかけて、政府の圧制がいよいよ強まり、地方における激化事件がおこるにおよんで、党内の一部に衰頹の傾向があらわれるにいたった(14)。かくて自由党は十六年四月二十三日東京に定期大會を開き、各県總代七十余名が集つて党の結束を強化した(15)。すなわち、従來役員人事が土佐立志社出身にたより、党内に不平があつたので、星亨(16)の意見にもとずき、常議員を増員して、これを選考委員をして選ばしめることとし、人事の偏向を防ごうとしたのである(17)。また攻撃の鋒先を専制政府ではなくて改進黨にむけ、全党を

挙げて、改進黨を討撃することを決定した。このように、党の首脳部は、圧政をもつてのぞむ眞の敵に専制政府にたちむかうよりも、改進黨を攻撃することによって、ややもすれば衰頽におもむかんとする党の元気を鼓舞し、結束をはかるうとしたのである。かくて五月にはいり「偽党撲滅」「海坊主退治⁽¹⁸⁾」をはなばなしく展開していく。

以上、十六年前半までの段階では、かつて馬場、大石、末広らの脱落したあと、首脳部は大幅に変動したものの、まだ内部に重大な分裂関係は生まれておらず、やがて十六年六月末、板垣の帰朝によって新しい転換期を迎えることとなる。

(1) 「ワッパ事件」の精細については、服部之總「明治の革命」二五—八八頁参照。「ワッパ」なるものは食器にして、巨額の取戻し金を「ワッパ」にて分配するの意味より斯く唱へたるものなり。

(2) 河野広中はずでに明治十二年以来、東北、北陸、関東の自由民権運動の組織者であり、十四年四月には福島県会議長となつた。さらに東北有志社が結成され、十五年一月には自由党福島支部が設置された。すべて河野を組織者とし、指導者としていたが、それ故に、自由党福島支部の動静は全国の自由民権家の注視するところとなつていた。信夫清三郎「自由民権と絶対主義」四八頁参照。

(3) 板垣退助 前掲 中 二四五—六頁。

(4) この経過については、「河野磐州伝」上巻 四七〇—四八一頁参照。

(5) 板垣退助 前掲 中 二四七頁。

(6) この決議書に「施政の針路を熟察するに、管下公衆の望に副はざるのみならず、其輿論に背戾するものある」とある。板垣退助 前掲 中 二四七頁。

(7) 板垣退助 前掲 中 二五〇頁。

(8) 河野らは民衆の決起とは直接関係なく、したがって罪跡がなかった。だが十五年八月一日、無名館において河野、田母野

ら六名が会し、そのさいつくられた「誓約書」が発見され、その第一に「吾党は、自由の公敵たる擅制政府を顛覆して公議政体を建立するを以て任と為す」とあったため、「内乱の陰謀」をなしたものととして罪に問われた。この誓約書はもともと三島の暴政にたいし爆発せんとする同志を抑えるためにつくられたものであるといわれている。「河野磐州伝」上巻 五一―八―五二〇頁参照。星亨は河野、大井は田母野のそれぞれ辯護人となり、十六年九月一日東京高等法院において、河野は軽禁獄七年、田母野は同六年の判決をうけた。

(9) 全文は、板垣退助 前掲 中 一九〇―六頁。

(10) 指原安三「明治政史」明治文化全集 二卷 正史篇 四三九―四四〇頁。なお同月十二日には請願規則を定め、その手続を嚴重にした。

(11) 密偵を使うのは当時の政府の常套手段であった。岡義武「近代日本の形成」二四九―二五〇頁参照。密偵については、宮武外骨「明治密偵史」(昭和四年刊)があり、興味深い。

(12) 全文は、板垣退助 前掲 中 二七六―八頁。

(13) 八年七月讒謗律とともに制定されたものを改正し、従来十六条であったものが四十二条となり、厳しく言論を取締ろうとした。

(14) 衰頹の傾向があらわれた原因は、第一に客觀的原因として政府の圧制があり、第二に主体的原因として自由党に参加した人々のうち、自由党からなんの実益もえられないのに失望して党から離脱していくものがあらわれたことである。堀江英一・遠山茂樹編「自由民権期の研究」三卷 三一―五頁参照。この結果、たとえば自由党の別働隊であった大阪の立憲政党は、十六年三月十五日まず解党した。板垣退助 前掲 中 二九四頁。指原安三 前掲 四四一―二頁参照。

(15) 前田蓮山 前掲 二一七―八頁参照。

(16) 星亨はすでに十五年夏に入党しており、この秋から星の党活動が始まった。中村菊男「明治的人間像―星亨と近代日本政治」五五―六一頁参照。

(17) 星亨、鈴木舎定、加藤平四郎、内藤魯一、西山志澄らが選考委員となり、各地の代表者をえらんで常議員とした。つぎのとおりである。板垣退助 前掲 中 二二六頁参照。吉原次郎八(千葉) 山脇鏡郎(兵庫) 三宅秀夫(徳島) 西山志澄(高知)

森脇直樹(高知) 堀越寛介(埼玉) 内藤魯一(愛知) 星亨(東京) 谷重喜(東京) 大井憲太郎(東京) 中島又五郎(東京) 鈴木舍定(岩手) 鶴飼節郎(岩手) 松村文次郎(新潟) 石坂昌孝(神奈川) 吉野泰三(神奈川) 新井章吾(栃木) 宮部襄(群馬)
(其他茨木、福井、岡山、島根より各一名)
(18) 三菱(海坊主)の横暴を攻撃し、三菱と改進黨との關係を追求した。精細は板垣退助 前掲 中 二二七—二四一頁参照。

五

七ヶ月の外遊を終って、明治十六年六月二十二日、板垣らは帰朝した。当時自由党は、前述のように党をあげて改進黨および三菱会社の攻撃にしがっていた。だが政府の彈圧政策が一層強まり、松方大藏卿の財政緊縮政策(1)がようやく各地に深刻な結果をあらわしはじめようとしている状況のもとでは、このような改進黨攻撃方針が永く持続すべき適切な方針ではないことに、自由党の領袖もようやく気づきはじめた。こうして「潰裂分離の傾向(2)」をくいじめ、専制政府と対決する方向にむかうための転換期として、板垣の帰朝が期待されたのである。

六月二十二日、板垣は大観迎のうちに帰朝し、外遊の成果として、従来よりも一層急進的な自由主義の立場にたつて政府と対立していくだろうと期待された。だがやがて板垣の闡明した思想は、政府と対決していくことではなくて、欧米先進国と対等となるための方策としての「上下親睦」「共同一致」の思想であった(3)。このため改進黨は板垣は政府に懐柔され、政治を断念して社会改良に従事するだろうと宣伝した(4)。さらに板垣は解党論(5)さえほめかしたりした。ここにいたって、板垣の態度にあきたらず、失望するものがあらわれるにいたり、自由党内部に動揺がおこった。なおまた資金の不足は、運動を沈滞にみちびく傾向にあった。

かくてこの危機を乗りきるために、十一月初旬東京にて臨時大会が開かれ、各地の委員八十余名が集合した。星亨の主導のもとに、組織強化の方策として十万円資金募集(6)が議決された。このように党組織の強化に党首脳部が尽力しているうちにも、この党首脳部——板垣を頂点とし星亨、加藤平四郎、内藤魯一ら——の態度にあきたらない急進的小グループが発生していた。十六年、十七年の交までの段階では、この急進的グループは大体三つ数えられ、第一は福島事件の敗北、弾圧をもっとも痛切に身にうけた河野広体(広中の甥)らを中心とするもの、第二は栃木県下都賀地方の自由黨員鯉沼九八郎らを中心とするもの、第三は大井憲太郎および茨城自由黨員富松正安らを中心とするものであった(7)。これらのグループはいずれも「今日は道理の戦場にあらず、言論を以て格するも寸効を奏せず、寧ろ血雨を注ぎて専制政府を倒すの捷徑たるを知れ(8)」と考えていた。このような過激な動きと、不況と重税にあえぐ農民とによって、全国的に不穏な空気が瀰漫するにいたった。

明治十七年にはいと、三月自由党は東京に大会を開き、六十一名の各地の総代が集合し、大いに党規を改正して総理の専断、党の中央集権化がはかられた(9)。さらに文武館——有一館の設立が決定された。これらの改革は、急進的グループの勢力を統制し、分派的活動を封殺する(10)ことにあった。「活潑有為の士」の養成機関としての有一館の設立も、形式的には急進的傾向の人々の希望を容れたかみえるのであるが、入館のための規則によれば、一人の入館には千円という巨額の寄附金を前提とし、このため簡単に入館するわけにはいかなかった。また活動の不活潑な地方を再組織するため、各地へ巡回員を派遣することが決定された。このように当時、一方に急進的傾向があり、他方に離脱的傾向があったが、党首脳部はそれぞれの対応策を決定し、党の維持(11)に努めたのである。

ところが四月には群馬事件が勃発した。高崎の有信社を中心とした群馬県の自由党は、かつて福島事件には応援をおくって氣勢をあげていた。清水永三郎、日比遜、井上桃之助らは盛んに政談演説会を開き、自由主義を鼓吹していたが、「方今天下の人士、口を開けば民権自由を叫び、立憲政治を談ずと雖も、概ね是れ皮相の空論なるのみ。今日の事、如かず成敗を干戈に訴へて、以て一世の惰眠を醒さんにはと(12)」して、事を挙げる計画をめぐらした。その計画は、中山道鉄道の開通式に臨席する頭官を要撃することであった。だが五月五日と予定されていた開通式は行はれず、計画は齟齬をきたした。ついで五月十六日自由党員日比遜らの檄に応じて十三日頃より陣場ヶ原に三千余人の甘楽郡民が集合し、まず「平生暴利を貪り、郡民の怨府」であった生産会社を襲撃し、ついで松井田警察分署に迫り、さらに高崎分署を襲わんとしたが、糧食も欠乏し、疲労も加わって四分五裂するにいたった。日比ら指導者は各地に潜伏していたが、ついに捕えられ、強盗、放火、殺人、凶徒嘯集罪に問われた。

かかる過激な事件の発生をみてもわかるように、自由党の党勢は関東において大いに振ったのであるが、関西の諸県にあつては、沈滞あるいは脱落傾向のみが強くあらわれていた。ここにいたって、自由党首脳部は六月五日大阪に関西有志懇親会を開き、同志の団結をはかり、さきに解党した旧立憲政黨員の自由党への入党を呼びかけ、また相輝館を新設して活動の便宜をはかった。このような地方懇親会はいたるところで開かれ、結合の強化がはかられた。さらに六月下旬には、有一館がほぼ竣工し、八月十日にいたって開館式が行われた。このように党首脳部の党維持の努力はさらに続けられていった。

だがついに九月には、自由党を解散におこむ事件が発生した。すなわち加波山事件の勃発である。十六年十月、

酷吏Ⅱ福島県令三島通庸は栃木県令を兼任し、例によって県会を威圧し、二十八万余円を投じて奥羽線路の工事をおこし、学校、監獄、警察署を新築し、さらに県庁をも改築したのである。福島事件によって三島の暴逆を憤り、怨恨をいだいていた河野広体らは、栃木県人鯉沼九八郎らと謀って、三島を倒そうと謀った。このため鯉沼は苦心のすえ爆裂弾を製造した。かくて爆裂弾をもった同志の人々は、七月十九日新華族(16)の祝賀会が芝延遜館に開かれると聞き、これを襲撃せんとしたが、延期となって果さず、さらに九月栃木県庁落成式に臨席する政府高官をねらったが、これまた期日が定まらず、かくて事が露見せんとしたため、ついに九月二十三日同志十六名加波山により、山祠を本営として挙兵した。「革命拳兵の檄(17)」をとばし、町屋警察分署を襲った。二十四日には孤立無援となることをおそれ、みずから山を下って栃木県庁を襲撃することに決し、夜陰に乗じて山を下った。だが山麓にて水戸警察署から派遣された警官隊と遭遇し、これを退散せしめたが、爆弾をになってきた人夫が雲がくれし、このため弾丸九百余個を失い、戦意がとみにおとろえた。ここにいたって、県庁襲撃の計画を変更し、解散して東京に潜行し、後図をはかることとなった。だが二十八日から翌十月にかけてあいついで捕えられた。

この加波山拳兵の報が自由党に伝わると、党首脳部は非常に驚き、動揺した(18)。当時在京の幹部で板垣、後藤らの党首脳部に対抗しうるようなものは存在せず、両者に対峙しうる星は、新潟における北陸七州懇親会での演説によって九月二十二日検挙されていた(19)。かくて板垣らの主導のもとに解党が行われていく。自由党の機関紙「自由新聞」は、九月二十八日付の社説「茨城県民ノ暴挙ヲ聴テ感アリ(20)」において、その軽挙妄動をいませめたが、政府系あるいは改進黨系の諸新聞は、自由党全体の責任、党首脳部の責任を鋭く追求した(21)。ほぼこの頃、十月初旬板垣

を中心とする党首脳部は解党を決意し、自由新聞は論調を一変して、解党の語をさけつつ、解党のやむをえないことを一般黨員に承服させるための社説を連続して掲載するにいたる⁽¹⁹⁾のである。

このようなすでに解党が予想された状況のもとで、十月二十九日すなわち「結党成立の大旗を掲げたる第三週期の記念日」、大阪にて大会を開き、全国からの代表者百余名集合のもとに、万場一致をもって、解党を決議するにいたった⁽²⁰⁾。さらに「国会期限短縮建白⁽²¹⁾」の呈出を可決し、十一月七日これを元老院に提出した。かくて自由党は、三年の短い生命を終ったのである。しかしこの解党後においても、旧自由黨員の直接行動の企てはやまず、さらに秩父事件、飯田事件、名古屋事件、静岡事件と続いて起っていく。なお帝政党はすでに十六年九月解党しており、ライバル改進黨も、十七年十二月解党論がおこり、解党を主張する大隈重信、河野敏鎌らが脱党する⁽²²⁾にいたった。こうして「公然の政党歇みて世は暗黒に復へり、只だ空しく断雲の横飛するを見るのみ⁽²³⁾」となったのである。

以上述べてきたように、自由党解党の直接原因は、板垣を中心とする党首脳部が、地方における激化諸事件の発生のために、党の統制を維持していくことを不可能と感じ、また急進グループの行動に責任を負えなくなったと考えたことによるのである。だがこのような直接的原因は、いうまでもなくそれだけ孤立してあるのではなく、さらに間接的原因によってみだされ、ささえられる。その間接的原因とは、第一に政府の弾圧政策であり、第二に十五、六年の交よりとくに進行しはじめた経済的不況が生みだした農民騒擾をあげることができる。これら直接、間接どの原因をとってみても、自由党の解党を必然ならしめるものとはいえないのではなからうか。すなわち本稿の最初において述べたように、党首脳部の考慮によって専行されたものであり、専制政府と対決するという本来の目的を放棄して、解

党によってまさに責任を回避したものとすることができた。

- (1) 松方曰、「紙幣の価格下落して已に四割内外に及べる時、之が処分を執行するに当ては仮令如何の手段を以てするも、其価格の回復するに随ひ、一般の物価を低落し、農工商業に一時困難を来すことあるは自然の状勢予しめ期せざるべからず。此事たる実を憂慮すべしと雖も、國家理財の長計上より之を見るときは固より一時の現象に過ぎざるなり。」指原安三「明治政史」前掲 三九八頁参照。
- (2) 板垣退助「自由党史」中 三〇五頁。
- (3) 八月二十日関西での懇親会において「歐洲觀光の感想」と題する演説を行い、「我同胞の諸君は奮勵以て大に政治社会の改良に従事し、陛下の大詔を翼賛して、国会を開設し、立憲政体を起立し、上下親睦、共同一致するを得ば、彼の条約改正を履行することを得て、彼れ歐人をして始めて東洋に向て跋扈せしめざることを得べき也。」板垣退助 前掲 中 三一八―三三三頁参照。
- (4) 前田蓮山 前掲 二二九頁参照。
- (5) 十六年八月の「資金募集の檄」に「自由党にして団結を為す時は亦目的を達する方法無かる可からず、苟も其目的を達する方法無き時は、寧ろ党を解き形を散じ人々自ら肆にするの愈れりと為すに如かざる也。」板垣退助 前掲 中 三四二頁参照。
- (6) 資金募集はすでに十五年秋「寄附金法」を定めて募集したが、その成果はあがらなかった。かくて資金が欠乏し、活動が思うように行われなくなつたため、この募集となつたのである。しかし十萬円募集の成果もあまりあがらず、星などは私財を投じて運動に従つた。中村菊男 前掲 五九―六〇頁参照。
- (7) 堀江英一・遠山茂樹編「自由民権期の研究」三卷 一〇―一二頁参照。
- (8) 堀江英一・遠山茂樹編 前掲 三卷 一一頁。
- (9) この改革も星の発案である。中村菊男 前掲 六二頁。総理の権力が強化され、「第一諮問若干名を置き、総理の参与たらしめ、其撰任は総理の指名に委すること。第二、総理に特権を与へ、党事を専断執行せしむること」とした。板垣退助 前

掲 中 三六七頁参照。

(10) 下山三郎「民権運動について」日本歴史講座 五卷所収 一一二頁。

(11) 当時の首脳部の政党維持の目標は、「政党ハ其事遠キニ在ラズ而シテ其任甚ダ重シ必ラズ明治二十三年国会竟ニ開クルノ日ニ至レバ直ニ其ノ主義ヲ事物ニ適施シ以テ政ヲ為シテ今日政府ノ諸公ト其ノ得失ヲ較スル事ヲ期セザル可ラズ即チ今日ノ政党ハ之ヲ為スノ準備ナリ」として、来るべき議会の準備のための政党として規定している。自由新聞 十七年四月六日付社説「前程遠ニテラス」下山三郎編「自由民権思想」下 所収 四八頁参照。

(12) 板垣退助 前掲 下一九頁。

(13) 十六年七月二十日政府の実権者岩倉具視が病死し、八月四日には憲法調査のため歐洲を巡遊していた伊藤博文が帰朝した。かくて伊藤は政府の実力者となり、十七年三月十七日には制度取調局が宮中におかれ、その長官となった。その第一着手として七月七日華族令が新たに設けられ、五百余名に爵が授けられた。指原安三 前掲 四六三―四五頁参照。

(14) 全文は、板垣退助 前掲 下 五一―二頁参照。

(15) 長谷川昇「明治一七年の自由党」明治史料研究連絡会編「民権運動の展開」所収 二二〇頁参照。

(16) 板垣退助 前掲 中 三八八―三九九頁参照。

(17) 下山三郎編「自由民権思想」下 一五二―一五頁参照。

(18) たとえば、朝野新聞は十月八日付にて「自由党の全体に於ては決して叛乱を惹起するの決意あるに非ず、其の黨員の挙動は首領たるものの与り知らざるにもせよ、其節制統御を失い壯年血氣の徒をして方向を誤まらしむるに至ては何人か自ら其の責に任ぜざるを得ざる者あらん」とした。堀江英一・遠山茂樹編 前掲 三卷 六九頁。

(19) 社説の題名をあげれば十月七日付「国家心腹の病」、十月二、三日付「自由黨員諸士ニ告グ」、十月十九、二十、二十一日付「志士ノ責任ヲ論ズ」、十月二十五、二十六日付「時弊論 上」、下山三郎編 前掲 一七二頁以下参照。

(20) 「解党大意」を決議したが、これには解党の理由を三つ挙げてゐる。第一に組織が大となつたにもかかわらず、集会条例によつて地方部局を置くのを許さないため、統制が不可能であること、第二に集会の自由が制限されてゐること、第三に言論の自由が制限されてゐること。板垣退助 前掲 下 七七―八一頁参照。なお星亨のみは解党に反対し、その旨大阪に打電し

たが、だれも耳をかたむけず、「バカイフナ、デンシンノカネガムダダ」の返電がよせられたにすぎなかった。板垣退助 前掲 下 八四頁参照。

(21) 全文は、板垣退助 前掲 下 八五―八頁参照。

(22) このように改進黨も首脳部が脱落するが、その後は沼間守一、島田三郎、尾崎行雄らによって細々ながら維持されていた。尾崎行雄「日本憲政史を語る」上 一三七頁参照。

(23) 板垣退助 前掲 下 八九頁。